3　裁判所は、前項の規定により弁護人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

4　第二項に規定する連署に代わる措置については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

（主任弁護人、副主任弁護人の権限・法第三十四条）

第二十五条　主任弁護人又は副主任弁護人は、弁護人に対する通知又は送達について他の弁護人を代表する。

2　主任弁護人及び副主任弁護人以外の弁護人は、裁判長又は裁判官の許可及び主任弁護人又は副主任弁護人の同意がなければ、申立て、請求、質問、尋問又は陳述をすることができない。ただし、法第四十条第二項又は第四十条の二第一項の規定による許可の請求、法第四十六条の規定による請求及び公判期日において証拠調べが終わつた後にする意見の陳述については、この限りでない。

（国選弁護人選任請求書等の提出・法第三十七条の二等）

第二十八条の三　刑事収容施設に収容され、又は留置されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の十七第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者を経由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書（以下この条において「請求書等」という。）を裁判官に提出しなければならない。

2　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、被疑者から請求書等を受け取つたときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被疑者から請求書等を受け取つた場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

3　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、請求書等をファクシミリを利用して送信することにより裁判官に送付し、又は請求書等の送付に代えて請求書等の画像情報を裁判官に送付することができる。

4　前項の規定による送付がされたときは、その時に、請求書等の提出があつたものとみなす。

5　裁判官は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長、留置業務管理者又は海上保安留置業務管理者に対し、第三項の規定によるファクシミリを利用した送信又は画像情報の送付に使用した書面を提出させることができる。

（弁護人の書類の閲覧等・法第四十条）

第三十一条　弁護人は、裁判長の許可を受けて、自己の使用人その他の者に訴訟に関する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）及び証拠物（電磁的記録であるものを含む。第百三十四条第一項、第百七十一条、第百七十五条、第二百三条の二、第二百七条の三、第二百八十九条第一項及び第二百九十三条を除き、以下同じ。）を閲覧させ、又は謄写させることができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

［新設］

［新設］

（主任弁護人、副主任弁護人の権限・法第三十四条）

第二十五条　主任弁護人又は副主任弁護人は、弁護人に対する通知又は書類の送達について他の弁護人を代表する。

2　主任弁護人及び副主任弁護人以外の弁護人は、裁判長又は裁判官の許可及び主任弁護人又は副主任弁護人の同意がなければ、申立、請求、質問、尋問又は陳述をすることができない。但し、証拠物の謄写の許可の請求、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付の請求及び公判期日において証拠調が終つた後にする意見の陳述については、この限りでない。

（国選弁護人選任請求書等の提出・法第三十七条の二等）

第二十八条の三　刑事収容施設に収容され、又は留置されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の十七第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者を経由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書を裁判官に提出しなければならない。

2　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、被疑者から同項の書面を受け取つたときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被疑者から前項の書面を受け取つた場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

3　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、第一項の書面をファクシミリを利用して送信することにより裁判官に送付することができる。

4　前項の規定による送付がされたときは、その時に、第一項の書面の提出があつたものとみなす。

5　裁判官は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長、留置業務管理者又は海上保安留置業務管理者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

（弁護人の書類の閲覧等・法第四十条）

第三十一条　弁護人は、裁判長の許可を受けて、自己の使用人その他の者に訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧又は謄写させることができる。